

委託者(甲)及び受託者(乙)の費用負担区分

1 委託者の負担

- (1) 本業務を遂行するのに必要な机、椅子、更衣箱、図面入れ。
- (2) 2.(5)に属さない小修理に必要な部品及び材料。
- (3) 機械運転に必要な消耗材料。
- (4) 甲が受託者に依頼する調査の用紙類。

2 受託者の負担

- (1) 日誌及び報告書の用紙並びにこれらのコピー代。
- (2) 文房具等の事務用消耗品。
- (3) 配管清掃剤。
- (4) 日常の運転及び日常点検業務に必要な工具、測定機器。
- (5) 設備機器の通常保守及び小修理に必要なパッキング、油類、ヒューズ、ウェス、ビニールテープ、圧着端子、ネジ、ナット類(3,000円以下のものに限る)。
- (6) 定期点検業務に必要な一切の工具(設備機器標準工具を除いたもの)及び消耗品類。

3 その他

費用負担区分不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。